

## 舞鶴市土地開発公社所有地売払いに係る条件付き一般競争入札の概要

①対象物件	所在地	舞鶴市字倉谷小字大縄1350番地39
	土地	地目：宅地 地積：2,925.28㎡
②入札参加資格	京都府内に本社・本店又は支店若しくは営業所を有し、開発（造成）から宅地販売を行っている不動産事業者であること。	
③履行条件	開発（造成）	買主自らが、3年以内に、利用計画概要図に示す道路整備を行い、道路幅（排水溝含む幅）6mを確保する他、排水溝を整備、上下水道管を当該道路に布設すること。また、完了後は当該道路等の施設は舞鶴市に帰属させること。
	用途指定	有効宅地は一戸建て専用住宅用地とし、買主自らが販売・賃貸等を行うこと。
④予定価格	公表の有無	非公表
	設定	整備費用を見込み、一定額を控除した価格
⑤申込受付	受付期間	令和4年10月7日（金）から10月25日（火）午後5時まで
	提出書類	入札参加申込書、誓約書、開発・分譲実績書（10年以内・一例）、登録事項証明書、印鑑登録証明書、消費税及び法人住民税を滞納していない旨の証明書
⑥審査	令和4年10月26日（水）	
⑦入札及び開札	日時	令和4年11月4日（金）午後2時から
	方法	条件付き一般競争入札
	場所	舞鶴市役所 別館4階 412会議室
	入札保証金	入札金額の5/100以上を納付（保証小切手により納付） 振出日の記載のある保証小切手は振出日から5日以内のものに限る。
⑧落札者の決定	(1) 予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。 (2) 2名以上の該当者がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。	
⑨契約締結期限	令和4年11月9日（水）午後5時	
⑩代金納付方法	代金納付	指定口座に入金
	支払日	契約締結日に契約保証金（売買代金の10/100）を納付し、令和4年11月30日（水）午後5時までに残金を全納。
⑪履行確認届出（義務付け）	(1) 落札後、契約締結時までに事業計画素案（施行図、工程、販売期日）を提出 (2) 造成工事着手を届出 (3) 造成工事完成を届出 (4) 区画宅地販売開始を届出	
⑫違約金	③履行条件に違反した場合は売買代金の10割に相当する額 その他の契約不履行に伴う違約金は売買代金の1割に相当する額	
⑬所有権移転登記等	所有権移転登記	売買代金完納後、舞鶴市土地開発公社が囑託登記する。
	印紙税 登録免許税	落札者の負担とする。

# 物 件 調 書

※この物件調書は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。

- 舞鶴市土地開発公社は越境関係の解消等のための折衝等を行いませんので、購入者において相隣関係間で話し合ってください。また、契約後に越境関係等が判明した場合も同様です。
- 物件は、現状有姿の引き渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地確認や諸規制の状況等の調査を行ってください。

## 物 件 調 書

所在地	舞鶴市字倉谷小字大縄1350番地39
土 地	地目:宅地 地積:2,925.28㎡
用途地域	第1種住居地域(建ぺい率 60 %、容積率 200 %)
売主の整備履歴	
土壌調査 ・土壌改良	<p>売主は入札物件を含む一帯の土地を平成23年に取得した後、平成24年8月に土壌汚染に関する調査を実施した。</p> <p>調査の結果、自然由来のフッ素及びその化合物の土壌溶出量が基準値を超過したため、平成25年に土壌改良工事を実施し、基準を超過した区画を0.7 m～3.0m掘削して、良質土による土壌の入れ替えを実施した。</p> <p>平成28年2月に入札物件を含む一帯の土地について、京都府中丹東保健所に土壌汚染対策法に基づく届出を行い、平成28年2月23日付けで「当該地において特定有害物質によって汚染されているおそれのある情報はない」旨の回答(別紙「土対法に係る通知」)を受けている。</p>
地中残存物	入札物件のうち、一定の区画(地中残存物撤去図のとおり)について、令和3年7月から9月までの間に、地下1mまで掘削し、地中残存物を撤去した。
買主の履行条件	
開発(造成) ・分譲	<p>買主自らが、利用計画概要図に示す道路整備を行い、道路幅(排水溝含む幅)6mを確保する他、排水溝を整備、上下水道管を当該道路に布設すること。</p> <p>また、完了後は当該道路等の施設は舞鶴市に帰属すること。なお、周辺の上下水道管の布設状況は「倉谷上下水道管布設状況概要図」を参照。</p>
用途指定	有効宅地は一戸建て専用住宅用地とし、買主自らが販売・賃貸等を行うこと。
貸駐車場用地の取扱い	入札物件の北西部に使用中の貸駐車場用地(分筆予定)があるため、当該駐車場への車の進入について、借受者と協議を行い、出来る限り当該駐車場の閉鎖期間を短くするなどの配慮をすること。
表覆流水等の排水の確保	入札物件の開発(造成)中において、隣接する住宅地等に影響のないように表覆流水等の排水を適切に行うこと。
備考	物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制について調査確認のこと。